

(証券コード 1888)

新型コロナウイルス感染のリスクを避けるため、インターネットまたは書面により事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。



# 第205回 定時株主総会 招集ご通知

日時 | 2021年6月25日（金曜日）午前10時

場所 | 北九州市若松区浜町一丁目4番7号  
当社本店 2階会議室

## 目次

第205回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
(添付書類)	
事業報告	15
計算書類および連結計算書類	30
監査報告	36

若築建設株式会社

**第205回定時株主総会招集ご通知**

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申し上げます。

さて、当社第205回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、株主様、ご家族様の安全を第一にお考えいただき、本株主総会につきましては、極力、インターネットまたは書面により事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、2021年6月24日（木曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

<b>1 日 時</b>	<b>2021年6月25日（金曜日）午前10時</b>
<b>2 場 所</b>	北九州市若松区浜町一丁目4番7号 <b>当社本店 2階会議室</b> (末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
<b>3 目的事項</b>	<p><b>報告事項</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>第205期（2020年4月1日から2021年3月31日まで） 事業報告、計算書類報告の件</li> <li>第205期（2020年4月1日から2021年3月31日まで） 連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件</li> </ol> <p><b>決議事項</b></p> <p><b>第1号議案</b> 定款一部変更の件</p> <p><b>第2号議案</b> 取締役8名選任の件</p> <p><b>第3号議案</b> 監査役1名選任の件</p> <p><b>第4号議案</b> 取締役に対する株式報酬等の額および内容決定の件</p>
<b>4 インターネット開示に関する事項</b>	以下の事項につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。 ①計算書類の個別注記表 ②連結計算書類の連結注記表 従いまして、本招集ご通知の添付書類は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成する際に監査をした計算書類および連結計算書類の一部であります。

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

<株主様へのお願い>

- ・株主総会当日までの新型コロナウイルス感染拡大の状況や政府等の発表内容等により上記対応を更新する場合がございます。下記の当社ウェブサイトより、発信情報をご確認くださいよう、併せてお願い申し上げます。
  - ・ご来場の株主様におかれましては、手指消毒、マスクの着用等のご協力をお願い申し上げます。
  - ・会場受付付近で検温をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方は、入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。
  - ・座席の間隔拡張や換気のためのドア開放等、感染防止を第一としたレイアウト変更を行うため、十分な座席が確保できず満席となった場合には、入場をお断りする場合がございます。予めご了承ください。
  - ・株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で対応をさせていただきます。
  - ・本総会においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます）および議案の詳細な説明を省略させていただきます。株主様におかれましては、事前に招集通知にお目通しいただけますようお願い申し上げます。
- なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、下記の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

**当社ウェブサイト (<https://www.wakachiku.co.jp>)**

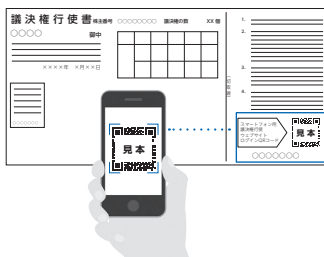


# インターネット等による議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

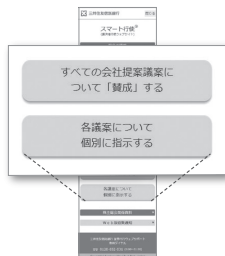
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

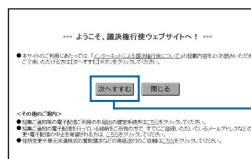
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。  
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

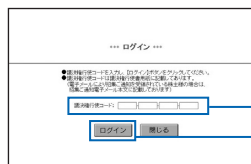
## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

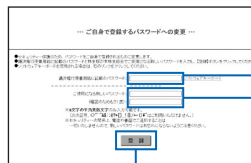
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)  
(受付時間 9:00~21:00)

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

当社が、再生可能エネルギーを含む発電事業等への事業展開および事業内容の多様化に備えるため、事業目的の追加を行うものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(目 的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1.～15. (条文省略) (新 設) <u>16.</u> 前各号に附帯関連する一切の事業	(目 的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1.～15. (現行どおり) <u>16.発電、電気および熱等エネルギーの供給に関する事業</u> ならびにこれに関する施設の管理、運営および賃 賃 <u>17.</u> 前各号に附帯関連する一切の事業

第2号議案

取締役8名選任の件

取締役8名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役8名の選任をお願いいたしますと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の地位および担当等	属性
1	からすだ かつひこ 鳥田 克彦	代表取締役社長兼執行役員社長安全環境本部長	再任 男性
2	いし い か ず み 石井 一己	代表取締役兼専務執行役員建設事業部門長兼安全環境本部副本部長	再任 男性
3	えし た ひ ろ ゆ き 恵下 弘幸	取締役兼専務執行役員建設事業部門担当役員兼洋上風力開発室担当兼総合システム部担当	再任 男性
4	なか む ら まこと 中村 誠	取締役兼常務執行役員経営管理部門長兼総務部担当兼人事部担当兼経営企画部担当	再任 男性
5	まき は ら ひ さ と し 牧原 久利	取締役兼常務執行役員建設事業部門担当役員兼土木部長	再任 男性
6	ひ ら た や す す け 平田 靖祐	常務執行役員経営管理部門財務部担当兼財務部長	新任 男性
7	あ さ く ら や す お 朝倉 康夫	取締役	再任 社外 独立 男性
8	は ら だ み ほ 原田 美穂	取締役	再任 社外 独立 女性

**再任** 再任取締役候補者

**新任** 新任取締役候補者

**社外** 社外取締役候補者

**独立** 証券取引所の定めに基づく独立役員

**男性** 男性候補者

**女性** 女性候補者

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1 再任 男性	からすだ かつひこ 烏田 克彦 (1958年8月25日)	1983年 4月 当社入社 2009年 3月 当社福岡支店長 2013年 4月 当社九州支店長 2013年 6月 当社執行役員九州支店長 2015年 6月 当社常務執行役員本店長兼九州支店長 2016年 6月 当社取締役兼常務執行役員本店長兼九州支店長 2017年 4月 当社取締役兼常務執行役員建設事業部門担当役員 2019年 6月 当社取締役兼専務執行役員建設事業部門担当役員 2020年 4月 当社取締役兼専務執行役員建設事業部門長兼安全環境本部副本部長 2020年 6月 当社代表取締役兼専務執行役員建設事業部門長兼安全環境本部副本部長 2021年 4月 当社代表取締役社長兼執行役員社長安全環境本部長（現任）	7,400株
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>同氏は、九州地区において長年にわたり当社の土木建築部門および営業部門に携わり、豊富な経験と実績を有するとともに、2016年からは当社の取締役として経営に携わり、2021年4月代表取締役社長に就任し、当社グループ経営全体の適切な監督と意思決定ができる高い見識と能力を有することから、引き続き取締役候補者となりました。</p>			

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2 再任 男性	いしい かずみ 石井 一己 (1959年11月8日)	1982年 4月 当社入社 2013年 4月 当社名古屋支店長 2013年 6月 当社執行役員名古屋支店長 2016年 4月 当社執行役員東京支店長 2016年 6月 当社取締役兼常務執行役員東京支店長 2019年 6月 当社取締役兼専務執行役員東京支店長 2021年 4月 当社代表取締役兼専務執行役員建設事業部門長兼安全環境本部副本部長（現任）	7,200株
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>同氏は、当社の土木建築部門および営業部門における豊富な経験と実績に加え、2013年当社名古屋支店長、2016年には当社東京支店長を歴任し、2016年6月からは当社の取締役として経営に携わり、高い見識と能力を有することから、引き続き取締役候補者となりました。</p>			



候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3 再任 男性	えした ひろゆき <b>恵下 弘幸</b> (1958年4月5日)	1982年 4月 当社入社	4,800株
		2012年 4月 当社九州支店副支店長兼営業部長	
2013年10月 当社建設事業部門営業部・部長兼開発・不動産部・部長			
2014年 4月 当社建設事業部門開発・不動産部長			
2016年 6月 当社執行役員建設事業部門担当役員兼営業企画部長			
2018年 6月 当社取締役兼常務執行役員建設事業部門担当役員兼営業企画部長			
2019年 4月 当社取締役兼常務執行役員建設事業部門担当役員			
2019年 6月 当社取締役兼常務執行役員建設事業部門担当役員兼総合システム部担当			
2020年12月 当社取締役兼常務執行役員建設事業部門担当役員兼洋上風力開発室担当兼総合システム部担当			
2021年 4月 当社取締役兼専務執行役員建設事業部門担当役員兼洋上風力開発室担当兼総合システム部担当（現任）			
【取締役候補者とした理由】 同氏は、九州地区において長年にわたり当社の営業部門に携わり、豊富な経験と実績を有するとともに、2016年執行役員建設事業部門の担当役員に就任し、2018年からは当社の取締役として経営に携わり、高い見識と能力を有することから、引き続き取締役候補者となりました。			

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
4 再任 男性	なかむら まこと <b>中村 誠</b> (1960年11月10日)	1983年 4月 当社入社	5,700株
		2012年 4月 当社管理部門総務人事部・部長	
2012年 7月 当社管理部門総務人事部・部長兼経営企画部・部長			
2014年 4月 当社経営企画部長			
2015年 6月 当社取締役兼執行役員経営企画部担当兼経営企画部長			
2016年 6月 当社取締役兼執行役員管理部門長兼経営企画部担当兼経営企画部長			
2017年 6月 オーベクス株式会社取締役（現任）			
2018年 6月 当社取締役兼常務執行役員管理部門長兼経営企画部担当兼経営企画部長			
2020年 4月 当社取締役兼常務執行役員経営管理部門長兼経営企画部担当			
2021年 4月 当社取締役兼常務執行役員経営管理部門長兼総務部担当兼人事部担当兼経営企画部担当（現任）			
(重要な兼職の状況) オーベクス株式会社取締役			
【取締役候補者とした理由】 同氏は、長年にわたり当社の総務部門および経営企画部門に従事し、当社ならびにグループ事業全体の経営判断や事業戦略に関する豊富な経験と実績に加え、2015年からは当社の取締役として経営に携わり、高い見識と能力を有することから、引き続き取締役候補者となりました。			

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
5 再任 男性	まきはら ひさとし <b>牧原 久利</b> (1962年3月20日)	1986年 4月 当社入社 2014年 4月 当社名古屋支店次長兼名古屋営業所統括所長 2016年 4月 当社名古屋支店副支店長 2017年 4月 当社建設事業部門土木部・部長 2018年 6月 当社執行役員建設事業部門担当役員兼土木部長 2020年 4月 当社常務執行役員建設事業部門担当役員兼土木部長 2020年 6月 当社取締役兼常務執行役員建設事業部門担当役員兼土木部長（現任）	2,200株
	<b>【取締役候補者とした理由】</b> 同氏は、中部地区において長年にわたり当社の土木工部門に携わり、現場に精通した豊富な経験・実績と高い専門能力を有するとともに、2018年執行役員建設事業部門の担当役員に就任し、2020年からは当社の取締役として経営に携わり、高い見識と能力を有することから、引き続き取締役候補者となりました。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
6 新任 男性	ひらた やすすけ <b>平田 靖祐</b> (1959年9月21日)	1983年 4月 当社入社 2007年 4月 当社経理部次長兼財務課長 2009年10月 当社九州支店次長兼管理部長 2013年 4月 当社管理部門財務部・部長 2014年 4月 当社管理部門財務部長 2016年 6月 当社執行役員管理部門財務部担当兼財務部長 2021年 4月 当社常務執行役員経営管理部門財務部担当兼財務部長（現任）	2,900株
	<b>【取締役候補者とした理由】</b> 同氏は、長年にわたり当社の財務部門および管理部門に携わり、その豊富な経験・実績と高い専門能力を有するとともに、2016年からは執行役員管理部門財務部担当役員として高い見識と能力を有しております。これまでの経験と財務・会計に関する高い知見を取締役として経営に活かすことができると考え、新たに取締役候補者となりました。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
7 再任 社外 独立 男性	あさくら やすお <b>朝倉 康夫</b> (1956年11月18日)	1981年 4月 京都大学工学部助手 1988年 4月 愛媛大学工学部講師 1991年 3月 英国ロンドン大学客員研究員 1991年 4月 愛媛大学工学部助教授 1998年 4月 同大学工学部教授 2002年 4月 神戸大学大学院教授 2011年 1月 東京工業大学大学院教授 2016年 4月 同大学教授（現任） 2016年 6月 当社社外取締役（現任）  (重要な兼職の状況) 東京工業大学教授	1,800株
<p>【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】</p> <p>同氏は、当社の経営に関連のある、交通工学・国土計画の分野における高度な学術知識と幅広い見識を有されており、経営の監督機能・透明性向上のため、当社の経営全般に対し、客観的な立場から助言・提言を頂くことを期待し、引き続き社外取締役候補者となりました。また、同氏が選任された場合は、指名・報酬諮問委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的な立場で関与頂く予定です。</p>			

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
8 再任 社外 独立 女性	はらだ みほ <b>原田 美穂</b> (1961年6月28日)	1987年 3月 司法書士登録 1988年 4月 原田司法書士合同事務所入所（現任） 2003年 4月 小倉簡易裁判所民事調停委員（現任） 2014年10月 福岡家庭裁判所小倉支部家事調停委員（現任） 2020年 6月 当社社外取締役（現任）  (重要な兼職の状況) 原田司法書士合同事務所 小倉簡易裁判所民事調停委員 福岡家庭裁判所小倉支部家事調停委員	600株
<p>【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】</p> <p>同氏は、司法書士として法務全般における幅広い知識と十分な見識を有しており、経営の監督機能・透明性向上のため、リーガル・コンプライアンスの見地から適切な助言・提言を頂くことを期待し、引き続き社外取締役候補者となりました。また、同氏が選任された場合は、指名・報酬諮問委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的な立場で関与頂く予定です。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 朝倉康夫氏および原田美穂氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社と朝倉康夫氏および原田美穂氏の間では、当社定款および会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を法令が定める額に限定する責任限定契約を締結しております。両氏の選任が承認された場合、当社は両氏の間で同内容の責任限定契約を継続して締結する予定であります。
4. 当社は、朝倉康夫氏および原田美穂氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。両氏の選任が承認された場合、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
5. 朝倉康夫氏および原田美穂氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって朝倉康夫氏は5年、原田美穂氏は1年となります。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の23頁に記載のとおりです。取締役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は2021年7月に更新をする予定です。

### 第3号議案

## 監査役1名選任の件

監査役勝見浩明氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いいたしますと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
<b>新任</b> <b>社外</b> <b>独立</b> <b>男性</b> まえだ かつのり <b>前田 克典</b> (1960年11月3日)	1983年 4月 住友信託銀行株式会社（現 三井住友信託銀行株式会社）入社 2005年 6月 同社和歌山支店長 2007年 6月 同社名古屋地区統括副支配人兼名古屋駅前支店長 2009年 5月 同社理事新宿支店長 2012年 6月 同社理事本店営業部長 2015年 4月 三井住友トラスト・ウェルスパートナーズ株式会社取締役社長 2021年 4月 同社顧問（現任）	—

#### 【社外監査役候補者とした理由】

同氏は、金融機関での長年の経験と取締役として培われた幅広い見識を有されており、これらを活かして客観的および中立的な立場から監査して頂くことを目的として、社外監査役候補者となりました。

(注) 1.候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2.前田克典氏は、社外監査役候補者であります。

3.前田克典氏の選任が承認された場合、当社が同氏との間で当社定款および会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令が定める額に限定する責任限定契約を締結する予定であります。

4.前田克典氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

5.当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の23頁に記載のとおりです。監査役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は2021年7月に更新をする予定です。

## 第4号議案

## 取締役に対する株式報酬等の額および内容決定の件

## 1. 提案の理由および当該報酬制度を相当とする理由

当社の取締役の報酬は、「固定報酬」および「業績連動報酬」で構成されていますが、本議案は、当社取締役（下記のとおり、社外取締役を除きます。）を対象に、新たに株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入することについてご承認をお願いするものです。なお、その詳細につきましては、下記2. の枠内で取締役会にご一任いただきたく存じます。

本制度は、取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としており、当該報酬制度は相当であると考えております。

本議案は、2006年6月29日開催の第190回定時株主総会においてご承認いただきました取締役の報酬の限度額（年額400百万円以内。ただし、使用人分給与は含みません。）とは別枠で、新たな株式報酬を、2022年3月末日で終了する事業年度から2024年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度（以下、「対象期間」といいます。）の間に在任する取締役（社外取締役を除きます。以下も同様です。）に対して支給するというものです。

本制度の導入目的は上記のとおりであり、当社は2021年2月10日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めているところ、その概要は事業報告23頁に記載のとおりですが、本制度は当該方針に沿うものであり、本議案をご承認いただいた場合にも、当該方針を変更することは予定しておりません。

なお、第2号議案「取締役8名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本制度の対象となる取締役は6名となります。

## 2. 本制度における報酬等の額・内容等

### (1) 本制度の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下、「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、当社が各取締役が付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に対して交付される、という株式報酬制度です。

なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時です。

① 本制度の対象者	当社取締役（社外取締役を除く。）
② 対象期間	2022年3月末日に終了する事業年度から2024年3月末日に終了する事業年度まで
③ ②の対象期間において、①の対象者に交付するために必要な当社株式の取得資金として当社が拠出する金銭の上限	合計金63百万円
④ 当社株式の取得方法	自己株式の処分による方法又は取引所市場（立会外取引を含む。）から取得する方法
⑤ ①の対象者に付与されるポイント総数の上限	1事業年度あたり21,000ポイント
⑥ ポイント付与基準	役員等に応じたポイントを付与
⑦ ①の対象者に対する当社株式の交付時期	原則として退任時

### (2) 当社が拠出する金銭の上限

本信託の当初の信託期間は約3年間とし、当社は、対象期間中に、本制度に基づき取締役に交付するために必要な当社株式の取得資金として、合計金63百万円を上限とする金銭を対象期間中に在任する取締役に対する報酬として拠出し、一定の要件を満たす取締役を受益者として本信託を設定します。本信託は、当社が信託した金銭を原資として、当社株式を当社の自己株式の処分による方法又は取引所市場（立会外取引を含みます。）から取得する方法により、取得します。

注：当社が実際に本信託に信託する金銭は、上記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込み額を合わせた金額となります。

なお、当社の取締役会の決定により、対象期間を3事業年度以内の期間を都度定めて延長するとともに、これに伴い本信託の信託期間を延長し（当社が設定する本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することにより、実質的に信託期間を延長することを含みます。以下も同様です。）、本制度を継続することがあります。この場合、当社は、当該延長分の対象期間中に、本制度により取締役に交付するために必要な当社株式の追加取得資金として、当該延長分の対象期間の事業年度数に金21百万円を乗じた金額を上限とする金銭を本信託に追加拠出し、下記(3)のポイント付与および当社株式の交付を継続します。

また、上記のように対象期間を延長せず本制度を継続しない場合であっても、信託期間の満了時において、既にポイントを付与されているものの未だ退任していない取締役がある場合には、当該取締役が退任し当社株式の交付が完了するまで、本信託の信託期間を延長することがあります。

### (3) 取締役へ交付される当社株式の算定方法および上限

#### ① 取締役に対するポイントの付与方法等

当社は、当社取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役に対し、信託期間中の株式交付規程に定めるポイント付与日において、役位等に応じたポイントを付与します。

ただし、当社が取締役に対して付与するポイントの総数は、1事業年度あたり21,000ポイントを上限とします。

#### ② 付与されたポイントの数に応じた当社株式の交付

取締役は、上記①で付与されたポイントの数に応じて、下記③の手續に従い、当社株式の交付を受けます。ただし、取締役が任期の途中で自己都合により退任する場合（傷病等のやむを得ない事由により退任する場合を除きます。）等には、取締役会の決議により、それまでに付与されたポイントの全部または一部は消滅し、消滅したポイント見合いの当社株式については交付を受けないものとします。

なお、1ポイントは当社株式1株とします。ただし、当社株式について、株式分割・株式併合・株式無償割当て等、交付すべき当社株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、かかる分割比率・併合比率等に応じて、合理的な調整を行います。

#### ③ 取締役に対する当社株式の交付

各取締役は、原則としてその退任時に所定の手續を行って本信託の受益権を取得し、本信託の受益者として、本信託から上記②の当社株式の交付を受けます。

ただし、このうち一定の割合の当社株式については、源泉所得税等の納税資金を当社が源泉徴収する目的で本信託において売却換金したうえで、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。また、本信託内の当社株式について公開買付けに応募して決済された場合等、本信託内の当社株式が換金された場合には、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。

### (4) 議決権行使

本信託内の当社株式に係る議決権は、当社および当社役員から独立した信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないことといたします。かかる方法によることで、本信託内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しております。

### (5) 配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。

以上

(添付書類)

# 事業報告 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

## 1 会社の現況に関する事項

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過および成果

当期におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しい状況が続きました。しかし、先行きについては感染症の拡大防止に努めつつ、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、持ち直しの動きが続くことが期待されます。ただし、感染症拡大による社会経済活動への影響が内外経済を下振れさせるリスクに留意が必要となります。

建設業界におきましては、公共投資は底堅く推移していますが、一方で民間の建設投資は新型コロナウイルス感染症の影響もあり、弱含みの状況となりました。当社の状況といたしましては、感染症防止策を徹底したことで国内の手持ち工事はほぼ中断することなく進捗しました。海外では、感染症拡大防止のため工事を一時中断することもありましたが、現在は全ての工事が稼働しています。

このような状況のもと、当社は業績の向上に努めてまいりましたが、受注高は前期比7.5%減の884億円となりました。その内訳は、海上土木37.2%、陸上土木44.0%、建築17.9%、開発事業等0.9%であります。

主な受注工事は次のとおりであります。

国土交通省	東京国際空港C滑走路他地盤改良工事（その3）
防衛省	横須賀（2） 宿舍改修建築その他工事
横浜市	新本牧ふ頭建設工事（その10・外周護岸B-1基礎及び本体工）
西日本高速道路株式会社	高知自動車道 川口第一橋他1橋耐震補強工事
芙蓉総合リース株式会社	ユニクロ折尾店新築工事

売上高につきましては、完成工事高が前期比17.5%減の859億円で、不動産売上高8億円と開発事業等売上高2億円を加えまして、前期比16.9%減の870億円となりました。完成工事高の内訳は、海上土木34.4%、陸上土木43.1%、建築22.5%であります。

主な完成工事は次のとおりであります。

国土交通省	仙台塩釜港仙台港区向洋地区岸壁（-14m）基礎（改良）工事
東京都	綾瀬川護岸耐震補強工事（その253）
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	北陸新幹線、能美西任田高架橋
西日本鉄道株式会社	（仮称）香椎照葉5丁目計画B棟分譲事業新築工事
積水ハウス株式会社	（仮称）品川区東五反田五丁目計画新築工事

この結果、次期繰越高は前期比2.8%増の808億円となりました。



損益につきましては、主に完成工事高が減少したことおよび過去に完成、お引渡しをしたマンションの施工不良への対策として建替え費用を完成工事原価として計上したことにより、営業利益は前期比45.4%減の24億円、経常利益は前期比38.1%減の26億円、当期純利益は前期比40.7%減の16億円となりました。

財産の状況につきましては、短期借入金および長期借入金の増加により、有利子負債は前期比48.1%増の178億円、総資産は前期比7.0%増の876億円となりました。また、純資産につきましては、主に当期純利益により前期比3.6%増の308億円、自己資本比率は35.2%となりました。

(単位：百万円)

区分	前期繰越高	当期受注高	当期売上高	次期繰越高	
建設事業	海上土木	14,566	32,918	29,542	17,941
	陸上土木	37,769	38,957	37,077	39,649
	建築	26,290	15,818	19,352	22,756
	計	78,626	87,694	85,972	80,348
不動産事業	—	—	829	—	
開発事業等	47	753	289	511	
合計	78,673	88,447	87,091	80,859	

## ② 設備投資の状況

当期において実施いたしました当社の設備投資の総額は、370百万円であります。

その主なものは、工事の施工能力の維持拡大を目的とした建設機械の購入費であります。

## ③ 資金調達の状況

特に記載すべき事項はありません。

## ④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

## ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

## ⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

## ⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分

特に記載すべき事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産および損益の状況の推移

		第202期 (2017年度)	第203期 (2018年度)	第204期 (2019年度)	第205期 (当期) (2020年度)
受注高	(百万円)	91,529	92,326	95,603	88,447
売上高	(百万円)	89,677	96,284	104,783	87,091
当期純利益	(百万円)	2,679	3,053	2,798	1,659
1株当たり当期純利益	(円)	206.84	235.68	218.20	130.17
総資産	(百万円)	74,597	77,967	81,904	87,675
純資産	(百万円)	25,740	28,147	29,816	30,882

(注) 2017年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施しております。第202期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

## (3) 重要な親会社および子会社の状況

### ① 親会社の状況

当社は該当する親会社はありません。

### ② 重要な子会社の状況

当社は重要な子会社はありません。

### ③ 重要な関連会社の状況

当社は重要な関連会社はありません。

## (4) 対処すべき課題

経営環境につきましては、新型コロナウイルス感染症の世界経済への影響は長引くことが想定されるものの、建設業への影響は限定的と考えられます。国土強靱化政策など引き続き社会資本整備は堅調に推移すると想定され、民間設備投資におきましても長期的には都市圏を中心として需要の回復も見込まれています。しかし一方、将来的には建設就労者の減少が懸念され、週休二日の実現を含めた働き方改革、生産性の向上、担い手確保などが業界全体の喫緊の課題となっています。また企業には、気候変動や資源不足、人口構造の変化等に伴う社会的な課題の解決に向けて積極的に取り組むなど、社会価値（ESG・SDGs）と経済価値を包括した経営が求められています。

このような事業環境のもと、創業140周年に向けての新たなスタートにあたり、「サステナビリティの追求」を基本方針とした長期ビジョンを策定しました。当社は3つの持続性（市場での持続性、組織の持続性、社会の持続性）を追求することで「すべてのステークホルダーの期待に応えられる企業」を目指します。

その第1期となる新しい「中期経営計画（2021年度－2023年度）」では、長期ビジョンをバックキャストする実施計画として、事業基盤の強化とESG経営の推進に全社一丸となって取り組み、企業価値の向上を図ってまいります。

本計画の概要は以下のとおりであります。

### 【中期経営計画（2021年度－2023年度）】

#### ○基本方針

「サステナビリティの追求 ～創業140周年に向けて～」

#### ○基本戦略

すべてのステークホルダーの期待に応えられる企業へ

##### 1. 事業基盤の強化

- ・顧客ニーズに応えられる企画・提案力の強化
- ・生産性の向上
- ・人的資源の充実
- ・財務体質の強化

##### 2. E S G経営の推進

- |          |                                                                                                                                                                |
|----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| E（環境）    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・再生可能エネルギー分野への注力</li> <li>・建設工事でのCO2削減</li> <li>・ブルーカーボンなど、海洋環境改善への取り組み</li> </ul>                                      |
| S（社会）    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・安全かつ良質なインフラの提供</li> <li>・アフターコロナにおける働きがいのある職場環境</li> <li>・建設業を担う人材の育成</li> <li>・協力会社との共生</li> <li>・地域社会への貢献</li> </ul> |
| G（ガバナンス） | <ul style="list-style-type: none"> <li>・新様式をふまえたリスクマネジメント</li> <li>・ガバナンスの強化</li> <li>・コンプライアンスの徹底</li> <li>・IRの強化</li> </ul>                                  |

2018年度－2020年度中期経営計画 実績

(単位：億円)

	2018年度		2019年度		2020年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
建設受注高	950	921	970	954	1,000	876
売上高	900	962	930	1,047	960	870
売上総利益	83	94	89	100	93	78
(%)	9.3	9.8	9.6	9.6	9.7	9.0
営業利益	33	41	39	44	42	24
(%)	3.7	4.3	4.2	4.2	4.5	2.8
経常利益	32	40	38	42	41	26
純資産		281		298	300以上	308
ROE (%)	9%程度	11.3	9%程度	9.7	9%程度	5.5
配当性向 (%)	20%以上	23.3	20%以上	27.5	25%以上	42.3

2021年度－2023年度中期経営計画

経営目標数値 (単体・計画最終年度)	
受注高	1,000億円
営業利益	50億円
ROE	9%
配当性向	30%
自己資本比率	40%

(5) 主要な事業内容 (2021年3月31日現在)

当社は、建設業法により特定建設業者（（特－01）第3650号）として国土交通大臣許可を受け、海上土木、陸上土木、建築ならびにこれらに関連する事業を行っております。

また、宅地建物取引業法により宅地建物取引業者（（15）第456号）として国土交通大臣免許を受け、不動産の売買、賃貸ならびにこれらに関連する事業を行っております。

## (6) 主要な営業所 (2021年3月31日現在)

本店	北九州市若松区浜町一丁目4番7号		
東京本社	東京都目黒区下目黒二丁目23番18号		
支店	東北支店 (仙台市)	千葉支店	(千葉市)
	東京支店 (東京都)	横浜支店	(横浜市)
	北陸支店 (新潟市)	名古屋支店	(名古屋市)
	大阪支店 (大阪市)	中国支店	(広島市)
	四国支店 (高松市)	九州支店	(北九州市)
	福岡支店 (福岡市)		

## (7) 従業員の状況 (2021年3月31日現在)

### 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
730 (128) 名	+35 (△40) 名	45.5歳	19.0年

(注) 従業員数は就業員数 (当社から当社外への出向者を除いております。) であり、臨時従業員数については、( ) 内に外数で記載しております。

## (8) 主要な借入先の状況 (2021年3月31日現在)

借入先	借入額 (百万円)
三井住友信託銀行株式会社	5,805
株式会社三井住友銀行	4,919
株式会社千葉銀行	2,839
株式会社西日本シティ銀行	843
株式会社三菱UFJ銀行	759

## (9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2 株式に関する事項 (2021年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 24,000,000株
- ② 発行済株式の総数 12,964,993株 (自己株式212,936株を含む)
- ③ 株主数 8,656名
- ④ 大株主 (上位10名)

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
若築建設協力会社持株会	875,744	6.87
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	731,800	5.74
三井住友信託銀行株式会社	527,600	4.14
株式会社麻生	482,400	3.78
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	403,400	3.16
株式会社三井住友銀行	315,025	2.47
若築建設従業員持株会	294,583	2.31
株式会社千葉銀行	292,242	2.29
山内 正義	236,100	1.85
公益財団法人石橋奨学会	206,050	1.62

(注) 1. 当社は、自己株式を212,936株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。  
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

- ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況  
該当事項はありません。
- ⑥ その他株式に関する重要な事項  
該当事項はありません。

## 3 新株予約権等に関する事項

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況  
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権等に関する重要な事項  
該当事項はありません。

## 4 会社役員に関する事項

### ① 取締役および監査役の状況（2021年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	五百蔵 良平	安全環境本部長
代表取締役	烏田 克彦	建設事業部門長兼安全環境本部副本部長
取締役	石井 一己	東京支店長
取締役	中村 誠	経営管理部門長兼経営企画部担当 オーベクス株式会社取締役
取締役	恵下 弘幸	建設事業部門担当役員兼洋上風力開発室担当兼総合システム部担当
取締役	牧原 久利	建設事業部門担当役員兼土木部長
取締役	朝倉 康夫	東京工業大学教授
取締役	原田 美穂	原田司法書士合同事務所 小倉簡易裁判所民事調停委員 福岡家庭裁判所小倉支部家事調停委員
常勤監査役	佃 敏郎	
常勤監査役	勝見 浩明	
監査役	森本 昌雄	株式会社千葉銀行参与 T&Iイノベーションセンター株式会社代表取締役会長

- (注) 1. 取締役のうち朝倉康夫氏および原田美穂氏は、社外取締役であります。
2. 監査役のうち勝見浩明氏および森本昌雄氏は、社外監査役であります。
3. 当社は取締役朝倉康夫氏ならびに原田美穂氏および監査役勝見浩明氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 当事業年度中の取締役の異動は次のとおりであります。
- ・取締役坂本靖氏は、2020年6月25日に任期満了により退任いたしました。
  - ・2020年6月25日開催の第204回定時株主総会において、牧原久利氏および原田美穂氏が取締役に新たに選任され、就任いたしました。
  - ・取締役田中優次氏は、2020年9月5日逝去により退任いたしました。
5. 当社と各社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。
6. 2021年4月1日付けをもって、次のとおり取締役の地位および担当を変更しました。

会社における地位	氏名	担当
代表取締役社長	烏田 克彦	安全環境本部長
代表取締役	石井 一己	建設事業部門長兼安全環境本部副本部長
取締役	五百蔵 良平	相談役
取締役	中村 誠	経営管理部門長兼総務部担当兼人事部担当兼経営企画部担当

## ② 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

## ③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、当社の取締役、監査役および執行役員を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。保険料のうち10%を被保険者が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が補填するものであり、1年毎に契約更新しております。次回は2021年7月に更新を予定しております。

## ④ 取締役および監査役の報酬等

### Ⅰ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月10日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬諮問委員会の答申を受けております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

#### a. 基本方針

- 1.当社の経営環境や業績の状況を反映した報酬体系とする。
- 2.持続的な成長と中長期的な企業価値の向上と危機感の醸成に向け、取締役および執行役員の意欲を高めることができる、適切、公正かつバランスの取れた報酬体系とする。
- 3.株主をはじめとする様々なステークホルダーと利益を共有し、「透明性」「公正性」「合理性」の高い報酬体系とする。
- 4.以上を踏まえて、取締役および執行役員が担う役割や責任に応じた報酬体系とする。

#### b.報酬構成

- 1.業務執行取締役および執行役員の報酬は、固定報酬である基本報酬と、業績に応じて変動する業績給および株式報酬で構成する。
- 2.社外取締役の報酬は、その役割と独立性の観点から、基本報酬のみで構成する。

#### c.基本報酬

- 1.基本報酬額は、外部調査機関の報酬調査結果に基づく他社水準を考慮し、役位や個人の貢献度に応じて決定する。

#### d.業績給

- 1.業績給は、短期インセンティブとして、単年度の業績に連動する業績連動報酬とする。
- 2.業績指標は、年間計画の目標値に対する達成率に応じた支給率とする。



3.業績給の基準額は、役位に応じて決定する。

e. 株式報酬

1.中長期インセンティブとして、企業価値（株式価値）の向上に連動する株式報酬を導入する。付与水準に業績連動性は付加せず、将来的な企業価値（株価）のみに連動した形式とする。

2.株式報酬の基礎金額は、役位に応じて決定する。

f.報酬の支払方法

1.基本報酬は、金銭による固定額を支給する。

2.業績給は、翌年度の基本報酬に加算して金銭で支給する。

3.株式報酬は、信託を通じて自己株式もしくは株式市場から取得した当社株式を支給する。

g.報酬決定の手続

1.取締役および執行役員報酬は、独立社外取締役を半数以上とする指名・報酬諮問委員会への諮問および答申を経て、取締役会の決議により決定する。なお、取締役報酬については、株主総会で決議された報酬限度枠内とする。

ロ. 当事業年年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬額の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる役員 の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	132 (12)	132 (12)	— (—)	— (—)	10 (3)
監査役 (うち社外監査役)	30 (16)	30 (16)	— (—)	— (—)	3 (2)

- (注) 1. 2020年6月25日開催の第204回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名および2020年9月5日逝去により退任した取締役1名を含んでおります。
2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。なお、当期における使用人分給与はありません。
3. 取締役の報酬限度額は、2006年6月29日開催の第190回定時株主総会において年額400百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、11名です。
4. 監査役報酬限度額は、2006年6月29日開催の第190回定時株主総会において年額80百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、5名です。

## ⑤ 社外役員に関する事項

### イ. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

区分	氏名	重要な兼職の状況
取締役	田中 優次	西部瓦斯株式会社（現 西部ガスホールディングス株式会社）相談役 鳥越製粉株式会社取締役 黒崎播磨株式会社取締役
取締役	朝倉 康夫	東京工業大学教授
取締役	原田 美穂	原田司法書士合同事務所 小倉簡易裁判所民事調停委員 福岡家庭裁判所小倉支部家事調停委員
監査役	森本 昌雄	株式会社千葉銀行参与 T&Iイノベーションセンター株式会社代表取締役会長

- (注) 1. 社外取締役田中優次氏が兼職している他の法人と当社との間には特別の関係はありません。  
社外取締役田中優次氏は、2020年9月5日逝去により退任いたしました。
2. 社外取締役朝倉康夫氏が兼職している他の法人と当社との間には特別の関係はありません。
3. 社外取締役原田美穂氏が兼職している他の法人と当社との間には特別の関係はありません。
4. 社外監査役森本昌雄氏が兼職している他の法人と当社との間には特別の関係はありません。

### ロ. 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況および 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	田中 優次	2020年9月5日に逝去されるまでに当事業年度に開催した取締役会4回中3回に出席し、経営者としての豊富な経験に基づき、経営の監督と経営全般への助言など社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮していただきました。
取締役	朝倉 康夫	当事業年度に開催した取締役会には、10回全てに出席し、大学教授としての高度な学術知識に基づき発言を行っております。また、当事業年度に開催した2回全ての指名・報酬諮問委員会では客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。
取締役	原田 美穂	2020年6月25日就任以降開催した取締役会には、8回全てに出席し、司法書士としての幅広い知識と十分な見識に基づき発言を行っております。また、当事業年度に開催した2回全ての指名・報酬諮問委員会では客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。
監査役	勝見 浩明	当事業年度に開催した取締役会10回および監査役会8回の全てに出席し、専門的見地から経営全般について疑問点を明らかにするため、適宜質問し意見を述べております。
監査役	森本 昌雄	当事業年度に開催した取締役会10回および監査役会8回の全てに出席し、専門的見地から経営全般について疑問点を明らかにするため、適宜質問し意見を述べております。

## 5 会計監査人に関する事項

① 名称 有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

	支払額 (百万円)
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	48
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	48

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、担当役員、社内関係部署および会計監査人からの資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算出根拠などを検討し、協議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額に同意しております。
3. 上記以外に、前事業年度の監査に係る追加報酬1百万円を支払っております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

⑥ 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

⑦ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

該当事項はありません。

## 6 会社の体制および方針

### (1) 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容および当該体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

#### ① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

業務の執行が適正かつ健全に行われるため、取締役会は実効性のある内部統制システムの維持・更新と法令遵守体制の維持に努める。

企業行動規範、企業倫理規程等の各種規程を定めるとともに、必要に応じて各担当部署において指針・ガイドラインの策定、研修の実施を行うものとする。

法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての報告体制については、内部通報規程に基づき運用するものとする。

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、取引関係その他一切の関係を遮断するため、不当要求等については外部機関と連携し毅然とした態度で適切かつ組織的に対応する。

#### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

文書保存規程、情報管理規程等の規程に従い、保存媒体に応じて適切に保存および管理を行う。

#### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

危機管理委員会を設置するとともに、リスク管理および法令遵守の徹底の担当部署を置き、リスク管理規程に基づいてリスクが顕在化することを防止するとともに、リスクの軽減を図る。

また、大規模自然災害に備え、社員の安全確保・事業活動の継続・社会貢献を基本方針として防災規程に基づき対策の強化・推進を図る。

#### ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は原則月1回開催し、法令および定款に定められた事項ならびに経営に関する重要事項について審議・決定を行うとともに、必要に応じて臨時に取締役会を開催することにより、迅速かつ適切な意思決定に努めるものとする。

業務執行については、業務分掌規程、職制規程等に則り、それぞれの決裁権限および責任、手続きの詳細について定める。

#### ⑤ 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

関連会社規程に基づき、業務執行報告会議等を開催し経営管理を行うものとする。

また、企業集団においても、当社の企業倫理規程、リスク管理規程に基づき指導を行う。

さらに、内部監査担当部署は、必要に応じて業務監査を実施し、その結果を取締役、監査役へ報告する。また、企業集団各社においても内部統制システムの維持・向上を推進し、取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保する。

#### ⑥ 監査役職務の執行を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合においては、その要請に応じ、監査役と協議のうえ職務を補助すべき使用人を任命することとする。また、その異動や人事評価については監査役の意見を徴しこれを尊重するものとする。

監査役は、必要に応じ、その職務を補助すべき使用人へ調査および情報収集に関する権限を付与することができるものとする。

#### ⑦ 当社およびその子会社の取締役および使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制、報告したことを理由として不当な取り扱いを受けないことを確保する体制および監査役による監査が実効的に行われることを確保するための体制

内部監査担当部署の担当役員または使用人は、監査役に対し定期的に内部監査の実施状況を報告する。また、監査役は必要に応じて随時報告を要請することができる。

当社および子会社は、内部通報規程の適切な運用を維持することにより、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体制を確保するものとする。

当社および子会社の取締役および使用人は、当社および子会社の業務または業績に影響を与える重要な事項について監査役に随時報告するものとする。また、監査役はいつでも必要に応じて、取締役および使用人に対して報告を求めることができることとする。

監査役へ報告を行った当社および子会社の取締役および使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止する。

監査役が職務の執行について、会社法第388条に基づく費用の前払い等を請求したときは、監査役職務の執行に必要なないと証明された場合を除き、速やかに前払い費用等を支払う。

#### ⑧ 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の適正性を確保するため、必要な内部統制体制を整備・運用する。

#### ⑨ 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記の業務の適正を確保するための体制の整備を行い、取締役会においてリスクの顕在化局面での早期共有化に努めるとともに、事態対処方針を検討し、さらにその後の状況監視と同様リスクの抑制策の検討指示を実施しております。その上で、必要に応じて社内の諸規定および業務の見直しを行っており、内部統制システムの実

効性の向上を図っております。

また、監査役は、監査役監査の他、社内の重要な会議への出席等を通じて、業務執行の状況やコンプライアンスに関するリスクを監視しております。

## **(2) 株式会社の支配に関する基本方針**

当社は現在、買収防衛策を導入しておりません。どのような取り組みをすることが、当社にとって適切であるかにつき、今後十分な検討を行ってまいります。

## **(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針**

当社の利益配分につきましては、将来に備え企業体質の強化を図るとともに、会社を取り巻く環境を勘案しつつ、配当性向(単体)の目標値を当期純利益の30%とし、業績に応じた利益還元に努めるとともに長期安定的な配当を継続することを基本にしております。

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める旨を当社定款に定めております。

当期の期末配当につきましては、業績および今後の事業環境等を総合的に勘案しまして、2021年5月24日の取締役会決議に基づき、1株当たり普通配当55円とさせていただきます。

---

本事業報告に記載の金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 計算書類

## 貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
<b>資産の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>73,931</b>
現金預金	12,174
受取手形	927
完成工事未収入金	48,029
不動産事業等未収入金	27
販売用不動産	3,057
未成工事支出金	932
不動産事業等支出金	19
未収入金	5,113
立替金	2,750
その他	946
貸倒引当金	△48
<b>固定資産</b>	<b>13,743</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>8,394</b>
建物	1,394
構築物	76
機械装置	237
船舶	750
車両運搬具	5
工具器具・備品	114
土地	5,723
リース資産	92
建設仮勘定	0
<b>無形固定資産</b>	<b>239</b>
借地権	1
その他	238
<b>投資その他の資産</b>	<b>5,109</b>
投資有価証券	2,511
関係会社株式	75
関係会社長期貸付金	2,140
破産債権、更生債権等	359
繰延税金資産	516
長期前払費用	8
敷金及び保証金	375
その他	163
貸倒引当金	△1,041
<b>資産合計</b>	<b>87,675</b>

科目	金額
<b>負債の部</b>	
<b>流動負債</b>	<b>47,066</b>
支払手形	4,029
工事未払金	14,131
不動産事業等未払金	69
短期借入金	13,894
リース債務	30
未払金	332
未払法人税等	548
未成工事受入金等	5,820
預り金	7,319
賞与引当金	744
完成工事補償引当金	59
工事損失引当金	53
その他	31
<b>固定負債</b>	<b>9,725</b>
長期借入金	3,965
リース債務	71
再評価に係る繰延税金負債	768
完成工事補償引当金	1,167
退職給付引当金	3,715
その他	37
<b>負債合計</b>	<b>56,792</b>
<b>純資産の部</b>	
<b>株主資本</b>	<b>28,922</b>
資本金	11,374
資本剰余金	2,907
資本準備金	2,843
その他資本剰余金	63
利益剰余金	14,953
その他利益剰余金	14,953
自己株式	△312
評価・換算差額等	1,960
その他有価証券評価差額金	254
土地再評価差額金	1,705
<b>純資産合計</b>	<b>30,882</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>87,675</b>

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

連結計算書類

監査報告

## 損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
<b>売上高</b>		
完成工事高	85,972	
不動産事業等売上高	1,118	87,091
<b>売上原価</b>		
完成工事原価	78,494	
不動産事業等売上原価	760	
販売用不動産評価損	16	79,271
<b>売上総利益</b>		
完成工事総利益	7,477	
不動産事業等総利益	341	7,819
<b>販売費及び一般管理費</b>		<b>5,390</b>
営業利益		2,428
<b>営業外収益</b>		
受取利息	71	
受取配当金	60	
受取保険金	67	
為替差益	223	
貸倒引当金戻入額	44	
その他	50	516
<b>営業外費用</b>		
支払利息	169	
シンジケートローン手数料	137	
その他	30	337
経常利益		2,607
<b>特別損失</b>		
固定資産売却損	0	
固定資産除却損	3	
減損損失	0	
災害による損失	3	
その他	0	8
<b>税引前当期純利益</b>		<b>2,599</b>
<b>法人税、住民税及び事業税</b>	<b>973</b>	
<b>法人税等調整額</b>	<b>△33</b>	<b>939</b>
<b>当期純利益</b>		<b>1,659</b>



## 株主資本等変動計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本計 合 計
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合 計		
2020年4月1日 残高	11,374	2,843	63	2,907	14,058	14,058	△312	28,028
当事業年度中の変動額								
剰余金の配当					△765	△765		△765
当期純利益					1,659	1,659		1,659
自己株式の取得							△0	△0
株主資本以外の項目の 当事業年度中の変動額 (純額)								
当事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	894	894	△0	894
2021年3月31日 残高	11,374	2,843	63	2,907	14,953	14,953	△312	28,922

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
2020年4月1日 残高	82	1,705	1,788	29,816
当事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△765
当期純利益				1,659
自己株式の取得				△0
株主資本以外の項目の 当事業年度中の変動額 (純額)	172		172	172
当事業年度中の変動額合計	172	-	172	1,066
2021年3月31日 残高	254	1,705	1,960	30,882

# 連結計算書類

## 連結貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
<b>資産の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>77,787</b>
現金預金	14,376
受取手形・完成工事未収入金等	49,397
販売用不動産	3,345
未成工事支出金	963
不動産事業等支出金	897
未収入金	5,113
立替金	2,749
その他	996
貸倒引当金	△53
<b>固定資産</b>	<b>13,686</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>9,318</b>
建物・構築物	4,151
機械、運搬具及び工具器具備品	4,660
船舶	3,318
土地	5,951
リース資産	149
建設仮勘定	3
減価償却累計額	△8,916
<b>無形固定資産</b>	<b>248</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>4,119</b>
投資有価証券	2,555
繰延税金資産	1,101
その他	931
貸倒引当金	△468
<b>資産合計</b>	<b>91,474</b>

科目	金額
<b>負債の部</b>	
<b>流動負債</b>	<b>48,594</b>
支払手形・工事未払金等	18,802
短期借入金	13,979
リース債務	30
未払法人税等	595
未成工事受入金等	6,454
預り金	7,334
賞与引当金	793
完成工事補償引当金	59
工事損失引当金	62
その他	483
<b>固定負債</b>	<b>9,035</b>
長期借入金	4,132
リース債務	71
再評価に係る繰延税金負債	768
完成工事補償引当金	1,167
退職給付に係る負債	2,817
その他	79
<b>負債合計</b>	<b>57,630</b>
<b>純資産の部</b>	
<b>株主資本</b>	<b>29,786</b>
資本金	11,374
資本剰余金	2,924
利益剰余金	15,800
自己株式	△312
<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>2,907</b>
その他有価証券評価差額金	254
土地再評価差額金	1,705
退職給付に係る調整累計額	947
<b>非支配株主持分</b>	<b>1,150</b>
<b>純資産合計</b>	<b>33,844</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>91,474</b>

## 連結損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
<b>売上高</b>		
完成工事高	86,613	
不動産事業等売上高	3,208	89,822
<b>売上原価</b>		
完成工事原価	78,988	
不動産事業等売上原価	2,225	
販売用不動産評価損	16	81,230
<b>売上総利益</b>		
完成工事総利益	7,624	
不動産事業等総利益	966	8,591
<b>販売費及び一般管理費</b>		<b>5,673</b>
営業利益		2,917
<b>営業外収益</b>		
受取利息	38	
受取配当金	56	
保険配当金	20	
受取保険金	67	
為替差益	223	
その他	29	435
<b>営業外費用</b>		
支払利息	174	
シンジケートローン手数料	137	
その他	30	342
経常利益		3,011
<b>特別利益</b>		
固定資産売却益	2	2
<b>特別損失</b>		
固定資産売却損	0	
固定資産除却損	3	
減損損失	0	
災害による損失	3	
その他	0	8
<b>税金等調整前当期純利益</b>		<b>3,006</b>
法人税、住民税及び事業税	1,119	
法人税等調整額	△25	1,094
<b>当期純利益</b>		<b>1,912</b>
非支配株主に帰属する当期純利益		99
親会社株主に帰属する当期純利益		1,812

## 連結株主資本等変動計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2020年4月1日 残高	11,374	2,924	14,752	△312	28,738
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△765		△765
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,812		1,812
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額 (純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	－	1,047	△0	1,047
2021年3月31日 残高	11,374	2,924	15,800	△312	29,786

	その他の包括利益累計額				非支配株主 持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
2020年4月1日 残高	82	1,705	△138	1,649	1,053	31,441
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△765
親会社株主に帰属する 当期純利益						1,812
自己株式の取得						△0
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額 (純額)	172		1,086	1,258	97	1,355
連結会計年度中の変動額合計	172	－	1,086	1,258	97	2,403
2021年3月31日 残高	254	1,705	947	2,907	1,150	33,844

# 監査報告

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2021年5月14日

若築建設株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
東京事務所  
指定有限責任社員 公認会計士 高尾 英明 ㊞  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 栗原 幸夫 ㊞  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、若築建設株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第205期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2021年5月14日

若築建設株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

公認会計士

高尾 英明 ㊞

業務執行社員

指定有限責任社員

公認会計士

栗原 幸夫 ㊞

業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、若築建設株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、若築建設株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上



## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第205期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に、電話回線又はインターネット等を經由した手段も活用しながら出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め意見表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
  - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、財務報告に係る内部統制については、本報告書の作成時点において開示すべき重要な不備はない旨の報告を取締役等及び有限責任あずさ監査法人から受けております。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果  
会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果  
会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月20日

若築建設株式会社 監査役会

常勤監査役 佃 敏郎 ㊟

常勤監査役  
(社外監査役) 勝見浩明 ㊟

監 査 役  
(社外監査役) 森本昌雄 ㊟

以 上

メ 毛

A series of 18 horizontal dashed lines, evenly spaced, extending across the width of the page. These lines are intended for handwriting practice, specifically for the character '毛' (hair) which is written with a single stroke.



## 定時株主総会会場ご案内図

### 会場

北九州市若松区浜町一丁目4番7号 当社本店 2階会議室

電話 (093) 761-1331

### 交通

JR筑豊本線……………若松駅 徒歩15分 → 会場

JR鹿児島本線……………戸畑駅 徒歩5分 → 戸畑渡場 船3分 → 若松渡場

若松渡場 徒歩2分 → 会場



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。